

あおば事務所のお知らせコーナー

No.112 代表社員 阿久津 渉

○労働保険の年度更新

～労働保険

まもなく労働保険年度更新の準備期間に入ります。まずは事務組合を利用されている顧問先様から始まります。これからご案内をしておりますので、皆様には郵便物等の確認をよろしくお願いいたします。

○36協定の届出について

～労働基準法

時間外及び休日労働に関する協定のことを労働基準法第 36 条の規定から「サブロク協定」と呼びます。
これは会社と従業員代表が協定を結び、「わが社は 1 日 8 時間・週 40 時間を超えての残業や休日労働をします」という取り決めのことです。残業や休日労働をすることがあるのであれば一年に一度、労働基準監督署に届け出る必要があります。1 月や 4 月から始めるのが一般的です。労働基準監督署の監査の際には必ず 36 協定が届出されているかの確認があります。最近の行政の動きとして、今までグレーとしてきた部分をキッチリ線引きする傾向が顕著になってきました。そこで、あおば事務所でこの手続きを代行していない事業所様には、届出の有無を含め、順次確認の連絡をさせていただいております。この制度について疑問・質問がありましたらご相談ください。

○健康保険料の上限引き上げ

～健康保険

健康保険料は給与（基本給のほか残業手当や通勤手当などを含めた総額）を一定の幅で区分した等級に当てはめて決められています。これを標準報酬月額と言います。現在この等級は 58,000 円～1,210,000 円の 47 等級に区分されていますが、改正により平成 28 年 4 月分(5 月納付分) から以下の 3 等級が追加となります。

第 48 等級 1,270,000 円（給与月額 1,235 千円以上 1,295 千円未満）

第 49 等級 1,330,000 円（給与月額 1,295 千円以上 1,355 千円未満）

第 50 等級 1,390,000 円（給与月額 1,355 千円以上）

※厚生年金の等級は変更ありません。

これまで給与が月額 1,175,000 円以上の方については、給与がいくら高くても保険料の負担は 47 等級（121 万円）が上限となっていました。上記の新しい等級に該当する方は、今年の 4 月以降等級が変わり、健康保険料（及び介護保険料）について本人負担も会社負担も増えることとなります。この改正に伴い手続きは特に必要ありません。尚、該当する方にはあおば事務所より個別にご連絡いたします。

これとあわせて、標準賞与額についても見直されて、年間上限が 540 万円から 573 万円に引き上げられます。

○期間の定めのない雇用契約への転換制度について

～労働契約法

2 年程前の平成 25 年 4 月 1 日から、期間の定めのある雇用契約が「5 年」を超えて更新された場合に、希望する従業員の申し出により、期間の定めのない雇用契約にする制度が始まりました。

しかしながら、現在多くの会社で、60 歳で定年した後も、6 ヶ月や 1 年ごとの更新によって 65 歳まで働く制度（これを継続雇用や再雇用制度といいます）が導入されています。これにより一度定年退職をしている従業員が、再び期間の定めのない雇用契約になってしまう、という矛盾点も指摘されていました。このような矛盾を解消するために、この制度に特例が設けられています。

具体的には、比較的該当者が多い①定年退職後も引き続いて期間の定めのある雇用契約で働く従業員。もう一つは、こちらは該当者が少ない②期間の定めのある雇用契約で働く弁護士や公認会計士などの専門知識を有する従業員。これらに該当する場合は、会社があらかじめ行政（労働局）に届け出ることで（もちろん手続きはあおば事務所で行致します）、定年後に再び期間の定めのない契約に戻すなどの矛盾がなくなることとなります。具体的な手続きの進め方など詳細につきましては後日臨時号にて特集する予定です。

お知らせ

※1 平成 27 年 12 月号でお知らせいたしました産業別最低賃金について一部誤りがありましたので、以下のとおり訂正致します。（誤）各種商品小売業（百貨店や総合スーパー等） 821 円

（正）各種商品小売業（百貨店や総合スーパー等） 834 円

※2 最近、労務に関する様々なご相談が増えております。あおば事務所ではより顧問先様にご相談しやすい環境を整備すべく、電話を 1 回線増やす工事を行いました(2 月 5 日付)。今後もお気軽にお問合せください。

社会保険労務士法人あおば労務経営事務所

Tel 048-592-0475 Fax 048-592-0590

〒364-0035 埼玉県北本市西高尾 6-6-1

e-mail: akutsu@aobaroumuoffice.com (阿久津直通)

URL <http://aobaroumuoffice.com/>

mado@aobaroumuoffice.com (事務手続き用)